

## 1 気候変動対策の重要性と緊急性

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、食糧生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失など、世界中の人々にとって生活の基盤となる全てのものを脅かす、人類の直面する最も深刻な環境危機

これからの10年間は、いまを生きる我々の世代が、地球の環境を次の世代に残せるかどうかの分岐点

⇒直ちに温室効果ガス排出総量の大幅な削減に向けた行動を開始しなければならない

※COP13 (2007年12月)での2013年以降の先進国における更なる排出削減対策を議論する特別部会での合意では、

I P C C第4次評価報告書の科学的知見に応え、

- ①今後10～15年後をピークに世界全体の排出量を減少に転じさせ、その後、②2050年までに2000年比で半以下に削減する必要があること、更に、
- ③先進国は2020年までに1990年比で25～40%の削減が必要であること などが明記されています。

## 2 東京が気候変動対策に取り組む意義

- ① 気候変動がもたらす脅威から、都民の生命、財産、健康を守るとともに、東京自身の持続的な発展を可能とすること。
- ② 東京において、エネルギーを必要最小だけしか使わずに、豊かで快適な都市生活を送ることのできる低炭素型の社会をいち早く実現し、それを新たな都市モデルとして、世界の大都市や発展途上国の都市に発信すること。
- ③ 首都東京を構成する都民、NPO、事業者、行政の連携によって先駆的な施策を実現し、わが国全体の気候変動対策の強化に貢献していくこと。

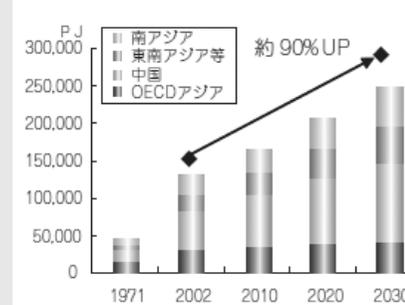
※ エネルギー資源の有限性を踏まえた危機管理の視点からも、省エネルギー対策は重要

東京の都市活動は、

国内外から供給される膨大な資源に依存

⇒地球規模での気候危機は、東京の社会経済活動の基盤そのものに対する脅威

図表1 アジアのエネルギー需要見通し (2030年見通し)



途上国においてこれから都市化する地域では、先進国並みの資源やエネルギーの消費が志向されていくことを考えれば、例えば50年後、現在と同じような規模で、都市がエネルギーの供給を他の地域から得られる保証はない。

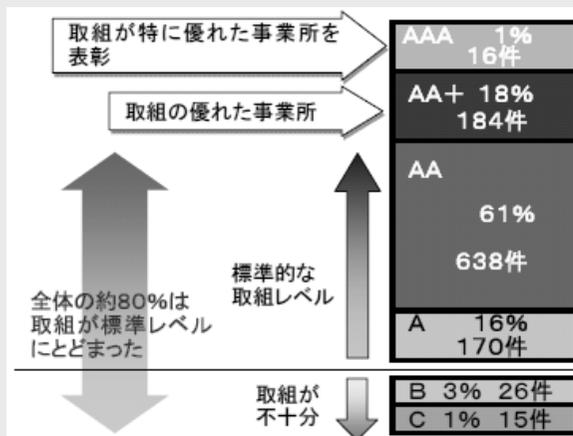
(資料) IEA [World Energy Outlook 2004]

## 1 (2) 「地球温暖化対策計画書制度」改正の経過

- 地球温暖化対策計画書制度の実施により、2006年度の排出実績（2005年度計画書提出事業者の実績）は、基準年度比で3.5%減少した。  
AAA評価の16事業所をはじめ、積極的に対策に取り組む事業所が現れた。

- しかしながら、一方で全体の約80%は取組が標準レベルにとどまった。

↓  
制度強化の必要



- 制度強化の方向性
  1. 削減対策に積極的に取り組まない事業所が見逃される不公平をなくす
  2. 省エネ・CO<sub>2</sub>削減を現場スタッフの努力の問題から、経営者が真剣に考慮すべきトップマネジメントの課題に
  3. 総量削減義務化により、削減コストを明確な経営経費に  
～省エネにコストを投入することが競争上の不利にならない経営環境づくり
  4. CO<sub>2</sub>排出総量が減らなければ、気候変動の危機は回避できない  
～原単位削減対策だけでは不十分

総量削減のために、「計画的な対策の実施」を求める現行制度から、  
今後は、「削減結果」を求める制度に

### ■東京都の大規模事業所対策の歩み

2000年12月 環境確保条例公布(公害防止条例の全面改正)  
☆「地球温暖化対策計画書制度」の創設

2002年4月 計画書制度(第1次)施行

排出量の報告と自主的な目標の設定

2005年3月 環境確保条例改正

☆「地球温暖化対策計画書制度」の強化

2005年4月 計画書制度(第2次)施行

都の指導・助言、評価・公表の仕組みを導入

### ■総量削減義務制度導入までの経緯

2007年6月 気候変動対策方針策定

☆大規模事業所の総量削減義務化を提起

2007年5月～08年3月 環境審議会における審議

2007年7月～08年1月 ステークホルダー・ミーティング

☆制度改正へ向けた議論の進行

2008年6月 環境確保条例改正案可決

2009年4月 改正条例・規則施行

2010年4月 総量削減義務開始

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を導入

# 1 (3) キャップ&トレードの全国導入についての都の提言 (2009年11月27日発表)

●都は、キャップ&トレードの導入をめざす国の新たな方針を歓迎し、真に実効性ある制度の実現に積極的に協力していくため、2009年11月、キャップ&トレードの全国導入についての都の提言を公表した。

## ■制度設計の4つの観点

### 1. 総量削減を確実に達成する実効性の高い制度であること

- (1) 原単位の改善だけではなく、排出総量の削減を求める制度であること。
- (2) 自主的取組に留まらない、義務的な制度であること。
- (3) 義務違反には、制度の実効性を確保する措置（罰則や課徴金等）を導入すること。

### 2. 日本経済全体を低炭素型に転換し、持続的な成長を可能とする制度であること

- (1) 中長期的な高い削減目標の設定により、省エネ技術と再生可能エネルギーの計画的な投資を促進し、低炭素型社会への転換を加速する制度とすること。
- (2) 産業部門、エネルギー転換部門とともに、業務部門をも対象とし、エネルギー・資源の供給側と需要側の双方で削減に取り組む制度とすること。
- (3) 国際競争にさらされるエネルギー集約産業には適切な配慮措置を導入すること。

### 3. 国際的な共通性と日本での先駆的な取組を踏まえた制度であること

- (1) 将来的な国際炭素市場とのリンクを展望した国際的共通性を有する制度であること。
- (2) 我が国におけるこれまでの先駆的な取組を踏まえた制度であること。

### 4. 国と地方が共に積極的な役割を果たす制度であること

- (1) 国と地方が役割を分担し、地方の創意が活かせる制度とすること。
- (2) 中央政府への権限集中とその肥大化を防ぎ、国の地方機関のスリム化と整合する制度であること。

## ■全国キャップ&トレード制度の基本的枠組み

- 「国家キャップ&トレード制度」と「地域キャップ&トレード制度」の二つの制度で構成

### 【特徴①】 国と地方との連携（共に積極的な役割を果たす）

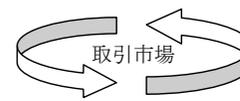
- 総排出許容量（キャップ）の設定や排出量取引ルール等は国が法令で定めるが、条例による基準の上乗せ等を可能にするなど、地方の裁量を可能とした制度に。
- 国と地方の役割分担により、中央政府への権限集中とその肥大化を防ぎ、国の地方機関のスリム化と整合する制度に。

### 【特徴②】 エネルギーの供給側と需要側の両方を対象

- 「エネルギー・資源の供給側と需要側」、「産業部門と業務部門」の双方を対象とし、国内総排出量の6割以上をカバー

### 『国家キャップ&トレード制度』

- 対象：発電所・製鉄所など、特に大規模なエネルギー・資源供給施設（全国500所で日本の排出量の約5割）
- 国が直接執行



※将来的な国際リンクも視野に

### 『地域キャップ&トレード制度』

- 対象：都制度に準じ、大規模なオフィスビルや工場など（全国で1万4千事業所）
- 都道府県・政令指定都市が運営（一部事務組合又は広域連合の設置による運営も可能に）



※全国的な市場を形成

+

# 1 (4) 東京における気候変動対策の成果と展開 (2010年3月31日発表)

## 〔目的〕

2007年6月に策定した「東京都気候変動対策方針」策定後の到達点を確認するとともに、都の今後の施策展開を示し、国の対策強化を提言することを目的として発表

## I 「東京都気候変動対策方針」策定以降の5つの成果

- 1 世界で3番目、アジアで初の「キャップ&トレード」など先駆的的制度を実現
- 2 グリーンビル時代の幕を開く—CO<sub>2</sub>排出を1/2に削減するビルなど、従来と一線を画する水準に
- 3 「生グリーン電力」供給など新たなビジネスモデルを創出・活性化—太陽光発電の導入スピードは5倍化
- 4 都の総力を投入する気候変動対策の体制づくり—3年度で、合計959億円の事業を予算化
- 5 環境先進都市として世界でのプレゼンスを高める—欧州連合、世界銀行、国際メディアも都施策に注目

## II 世界の気候変動対策をめぐる状況

都市政府、準国家政府(州・県等)が気候変動対策の新たな担い手に

○北米諸州が州レベルのキャップ&トレードを国に先駆けて推進

地域温室効果ガスイニシアティブ(RGGI)2009年1月〜西部気候イニシアティブ(WCI)2012年1月〜

○カリフォルニア州等が準国家政府ネットワーク「R20」創設へ(2010年9月)

## III 各分野の気候変動対策の着実な推進

○「総量削減義務と排出量取引制度」の着実な実施

- ・対象事業所に1332事業所を指定。
- ・円滑な義務履行へ向けバックアップ・プロジェクトを実施

### ① トップレベル認定基準を活用した省エネアドバイス

2010年夏頃から、対象事業所からの希望により、省エネ専門家が対象事業所に赴き、トップレベル認定基準を活用した対策アドバイスを実施(募集は2010年8月開始。対策アドバイスは同年11月開始)。

### ② 省エネチューニング実践セミナー

事業所の利用状況にあわせて熱原機器などの設定をきめ細かく調整し、運転プロセスを最適化する省エネチューニングにより、総量削減を実現している事例も少なくないため、この分野で先端的な経験を持つ専門家、実際に効果をあげた事業所の担当者などを招いて、経験とノウハウを提供する省エネチューニングセミナーを開催(2011年3月)。

### ③ テナントビル向け対策セミナー

テナント事業者の省エネ対策の推進を図るため、テナント事業者向けの対策事例集の紹介などを行う対策セミナーを開催(2010年6月)。

### ④ データセンター・グリーン化セミナー

本制度ではデータセンターも削減義務の対象となるが、データセンター事業者の取組の推進を図る必要がある。このため、企業等とともに、設備担当者やIT部門の担当者をも対象とするデータセンター事業者の省エネ対策に関するセミナーを開催(2010年11月)。

### ⑤ 都内中小クレジット事業化サポートセミナー

都内中小クレジットの事業化を促進するため、対象事業所や中規模事業所、省エネビジネス事業者、金融機関等を対象に、オフセットクレジットの対象となりうる対策事例、事業化にあたっての留意点などを説明するセミナーを開催(2010年7月)。

○「地球温暖化対策報告書制度」、「省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」の実施

○北海道及び東北4県と再生可能エネルギーの地域間連携で協定を締結

## IV 我が国の気候変動対策の強化のために

- 1 総量削減を中核とする実効性の高いキャップ&トレードの導入—原単位ではなく総量削減が必須
- 2 建築物の低炭素化
- 3 自動車からの温室効果ガス総量削減をめざす燃費制度の導入
- 4 再生可能エネルギーの飛躍的な利用拡大
- 5 プラスチック起源CO<sub>2</sub>の削減を促進するための新たな制度

## V 東京の気候変動対策のさらなる展開

○気候変動対策を基軸に東京の成長を実現—産業政策との連携

○低炭素型都市づくり—都市計画、都市交通政策、住宅政策等との連携 など

# 1 (5) 気候変動対策における都市の役割と連携

## ◆パリ協定

- 2015年11月にパリ市で開催されたCOP21において、2020年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択
- 世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保つこと、1.5℃に抑える努力を追求することが明記
- 今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ（人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡）とする目標を掲げている。（脱炭素化）
- 先進国だけでなく開発途上国にも対策への取組を課し、5年ごとに各締約国において削減目標を見直すこと、市場メカニズムの活用、先進国による開発途上国に対する支援資金の提供、イノベーションの重要性、開発途上国の能力開発、世界全体の進捗状況を5年ごとに締約国会議で把握することなどを規定

2016年11月パリ協定発効、同月にCOP22開催（マラケシュ）

2018年12月のCOP24（カトヴィツェ）では、すべての国に共通に適用される実施指針（ルールブック）を採択

## ◆東京都の取組

- COP21に先駆けて開催された「気候変動に関する首長サミット（Climate Summit for Local Leaders）」への参加
- 「パリ市庁舎宣言」：2030年までに世界の都市・地域あわせて年間最大37億t-CO<sub>2</sub>のGHG削減、2050年までにGHG80%削減を目標。都市間のパートナーシップの強化や、国際機関、国家政府、民間セクター、市民社会と協働し、対策を進める。



東京都環境基本計画の策定 平成28(2016)年3月

### > 将来像

省エネルギー・エネルギーマネジメントの推進により、エネルギー利用の高効率化・最適化が進展し、エネルギー消費量の削減と経済成長が両立した、持続可能な都市が実現している。

### > 政策目標

◆ 2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減する

産業・業務部門：20%程度削減（業務部門で20%程度削減）、家庭部門：20%程度削減、運輸部門：60%程度削減

◆ 2030年までに、東京のエネルギー消費量を2000年比で38%削減する

産業・業務部門：30%程度削減（業務部門で20%程度削減）、家庭部門：30%程度削減、運輸部門：60%程度削減

◆ 2030年までに、都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合を30%程度に高める

# 1 (6) 条例・規則・指針等の体系

## 『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例』

地球温暖化対策の抜本的強化を目指すため、条例を改正（2008.6.25）  
 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入

## 『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則』

改正した条例に関する詳細事項  
 対象事業所の要件、削減義務率の値、対象ガス、書類の提出時期などを規定

## 【地球温暖化対策に関するその他の主な制度】

- ・地球温暖化対策報告書制度（対象：中小規模事業所）
- ・地域エネルギー有効利用計画書制度（対象：特定開発事業者）
- ・建築物環境計画書制度（対象：延床面積 5,000 ㎡以上の新增築建築物の建築主）
- ・エネルギー環境計画書制度（対象：小売電気事業者）

## 『各種ガイドライン』

排出量の算出方法やクレジットの認定方法等の詳細ルールを規定

<対象事業所（共通①）：「自らの事業所での削減対策」関係>

- ・特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン／検証ガイドライン
- ・その他ガス排出量算定ガイドライン
- ・その他ガス削減量算定／検証ガイドライン
- ・基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン
- ・電気事業法第 27 条に関連する削減義務率の緩和措置に関するガイドライン
- ・中小企業等が二分の一以上所有する指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドライン

<対象事業所（共通②）：「排出量取引（各種クレジット）の取扱い」関係>

- ・都内中小クレジット算定／検証ガイドライン
- ・再エネクレジット算定／検証ガイドライン
- ・都外クレジット算定／検証ガイドライン
- ・取引運用ガイドライン
- ・会計処理に関する基本的考え方

<希望する対象事業所向け>

- ・トップレベル事業所認定基準／認定ガイドライン／検証ガイドライン

<検証機関向け>

- ・検証機関の登録申請ガイドライン
- ・東京都登録検証機関評価制度要綱

## 『地球温暖化対策指針』

事業者が取り組むべき地球温暖化対策の方向性や対策内容を規定

- ・温暖化対策推進体制の整備
- ・温室効果ガス排出量の把握
- ・温暖化対策の計画と実施
- ・地球温暖化対策計画書の作成
- ・テナントにおける温暖化対策の推進

などを規定

## 『各種様式』

都に提出の必要な様式類

- ・対象事業所向けの様式
- ・検証機関向けの様式
- ・特定テナント向けの様式
- ・排出量取引に関する各種様式

## 『点検表』

## 『対策事例集』